

日野市手数料、使用料等の見直し基準（原案）

平成 30 年●月

目次

はじめに	3
第1章 手数料、使用料等の見直しの基本的な考え方	4
1 適用範囲	4
2 適用開始時期	4
3 基本的な考え方	4
(1) 算定根拠の明確化	4
(2) 負担の公平性	4
(3) 利用者負担割合の設定	5
(4) 効果的・効率的な行政サービスの提供	5
4 施設使用料の利用者負担割合と施設の性質別分類	5
(1) 施設使用料の利用者負担の4つの原則とその考え方	5
第2章 使用料	9
1 原価と基準額の算出	9
(1) 原価算出のための項目	9
(2) 原価及び基準額の算出方法	11
(3) 算出における注意点	12
(4) その他の係数	13
2 適正額の決定から改定までの流れ	14
(1) 基準額の算出	15
(2) 激変緩和措置（改定上限額の設定）	15
(3) 市内の類似施設との料金比較	15
(4) 市内の地域性の考慮	15
(5) 近隣自治体との料金比較	15
(6) 市場価格との均衡	15
3 その他の料金設定の考え方	16
(1) 市民以外の利用者の料金の設定	16
(2) 新規施設を有料とする場合の料金設定	16
(3) 使用料が無料となっている施設の見直しに関する基本的な考え方	16
(4) 利用料金制を導入している施設の取扱	16
(5) 減額改定の考え方	17
4 新たな建設・運営方法による施設の使用料	17
(1) PFIなど新たな建設、運営方法による施設使用料の考え方	17
5 減額及び免除規定	18
(1) 基本的な考え方	18
(2) 減免規定	18
(3) 資格の有無の確認	19
6 施設に付帯する駐車場使用料	19
(1) 基本的な考え方	19
(2) 駐車場使用料の額	20
(3) 減免規定	20

第3章 手数料	21
1 基準額の算出	21
(1) 基準額の算出の考え方	22
2 基準額の決定から改定までの流れ	23
(1) 激変緩和措置（改定上限額の設定）	24
(2) 同種事務の料金の統一化	24
(3) 減額改定の考え方	24
3 減免規定	24
(1) 基本的な考え方	24
第4章 見直し基準等の改定と周知	25
1 見直し周期	25
(1) 見直し基準の見直しの周期	25
(2) 使用料や手数料等の見直し周期	25
2 市民及び利用者への説明と周知	25
第5章 定期的に見直しを行う使用料・手数料等	26
1 使用料等	26
2 手数料等	26
3 その他の税外収入	26
参考資料1	27
1 使用料、手数料徴収の法的根拠	27
(1) 使用料を徴収することができる根拠となる法令	27
(2) 手数料を徴収することができる根拠となる法令	27
参考資料2	28
2 日野市手数料、使用料等検討委員会設置要綱	28

はじめに

本市はさまざまな施設（公の施設含む）を保有しており、市民の貴重な財産として市民活動、福祉や文化・スポーツ活動などの拠点として多くの市民に利用していただいています。

また、市では住民票や各種証明の交付などのさまざまな行政サービスを提供しています。

これら、施設運営管理や行政サービスに要する経費は公費（市民の皆様が納付した税金等）（以下「公費」という。）で運営しています。

市が公費で運営管理している施設や行政サービスに要する経費の一部に充てるために、施設や行政サービスの利用者から一定の手数料、使用料等を徴収しています（一部の施設、行政サービスを除く。）

これらの手数料、使用料等は、長年にわたって一定のルールのもとに見直し、検証されていないものがあり、施設運営管理や行政サービスの提供に要する費用、社会経済状況、市民の価値観やサービスの利用実態などの変化を踏まえて、定期的に見直し、検証することが必要です。

そこで、見直し際のめやすとして、「日野市手数料、使用料等の見直し基準」（以下「見直し基準」という。）を策定しました。

市では、平成 15 年度に使用料の見直しに関する内規案を作成し、これを基準としてきました。また、手数料については、特に基準はありませんでした。

今後は、「見直し基準」に基づき、手数料、使用料等の定期的な見直しを行うとともに、見直し基準自体も適宜見直しながら、手数料、使用料等の適正化を図ることとします。

見直し基準は、市民、利用者に金額の根拠や見直しの経過等が見える化し、わかりやすくすることを重要な視点として策定しました。

手数料、使用料等の見直しは、将来にわたって施設や行政サービスを長く維持していく上からも重要です。また、市民活動の活性化拠点である施設を適切に維持・継続・発展させることや基本的な行政サービスの維持は市の責務です。

あわせて、見直しの視点の1つとして経費をかける以上、市は施設運営管理や行政サービスについて、新たな運営手法の導入や効率化を進めながら経費の縮減を図るために最大限の努力をしていきます。

手数料や使用料は無料あるいはできる限り安価であることが理想ではありますが、市財政状況が厳しい中、利用者から徴収した使用料や手数料に相当する経費を施設運営管理や行政サービスの提供に要する経費に充てることにより、それに相当する額の公費を他の重要施策の実現、充実のための原資の一部として有効に活用することができます。

この見直し基準は、日野市手数料、使用料等検討委員会からご意見をいただき、策定いたしました。

なお、公共施設の適正配置（統廃合、複合化、多機能集約化など）、ストックマネジメントと有効活用等については、「日野市公共施設等総合管理計画」（平成 29 年 3 月策定）及び市民参画により策定を予定している（仮称）地域別個別計画により推進していくものとします。

第1章 手数料、使用料等の見直しの基本的な考え方

1 適用範囲

この見直し基準は、市の手数料、使用料及びその他の税外収入の全体を適用範囲とします。

ただし、この見直し基準に示す算定方式を活用して見直しを行う手数料、使用料等と、この見直し基準の算定方式によらず見直しを行う手数料、使用料等について区分しています。それぞれの区分ごとに定期的に見直しを行います。

2 適用開始時期

この見直し基準により見直しを行う適用開始時期は、平成30年〇月〇日からとし、それ以前から見直しや新規の料金設定作業を開始していた手数料、使用料等は、着手当時の考え方により行い、次回の見直しからこの見直し基準を適用することとします。

3 基本的な考え方

(1) 算定根拠の明確化

手数料、使用料等は、施設や行政サービスごとに異なる考え方で設定するのではなく、市として一定の基準を定め、その基準を明確化することが必要と考えます。

そこで、手数料、使用料等は施設運営管理や行政サービスの提供に要する経費をもとに算定することとします。しかし、厳密な総経費を算定することは大変難しいため、一定の算定方式により行うこととします。

また、施設や行政サービスごとに個別の事情・特性がある場合は、この算定方式とは別に適正な方法、考え方により算定することとします。

見直しは他に定めがあるもの、毎年度見直す必要があるものを除き、最長で4年に1回ごとに行うこととします。

なお、今回の算定にあたり物価スライドの考え方は導入しないこととします。

(2) 負担の公平性

施設運営管理や各種証明書の交付などの行政サービスの提供に要する経費は、大部分が公費で運営されています。そこには、当該施設や行政サービスを利用しない人が納付した税金も含まれています。

利用者の視点に立てば、無料、若しくは安価な方が利用しやすいと思われれます。しかし、その場合、当該サービスの提供に要する経費の不足分は公費により納税者全体で負担することになります。このことは、限られた財源の中で、その分の公費を他の重要施策に充てることができなくなることを意味します。

限られた財源を有効に使うために、施設や行政サービスを利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を考慮し、施設運営管理や行政サービスに要する費用の一部を直接的な利用者に負担（手数料、使用料等）していただく「利用者負担」の考え方を原則とします。

これまで、「受益者負担」という表現も使用してきましたが、上記のような考え方について、

広くご理解いただくため、今回の基準から「利用者負担」という表現を用います。

（３）利用者負担割合の設定

施設や行政サービスは、その目的や性質が多様であるため、利用者負担として一律の割合で利用者に負担を求めることはかえって公平性を損ねるおそれがあります。そのため、目的や性質に応じ、利用者負担と公費負担の割合を設定することとします。

（４）効果的・効率的な行政サービスの提供

手数料、使用料等の算定基礎とすることを踏まえ、市は効果・効率的な施設運営と行政サービスの提供に努め、経費節減に取り組みます。

4 施設使用料の利用者負担割合と施設の性質別分類

この見直し基準の重要な項目として、施設使用料の算定方法を明確化します。その考え方は以下のとおりとします。

なお、「利用者負担割合」の考え方は、「施設の維持管理・運営にかかる経費の総額」に対する負担割合ではなく、「借りる部屋（室）の貸出単位ごとの原価」に対する負担割合です。（P. 8 参照）

（１）施設使用料の利用者負担の４つの原則とその考え方

あらかじめ施設を性質別に分類し、次の４つの原則により利用者負担と公費負担の割合を定めます。

原則 1 市民生活における必需性が高く、しかも、民間代替性・競争性が低い施設で、主として行政が提供する施設は原則として利用者負担割合 0%（公費負担割合 100%）とします。

原則 2 原則 1 以外は、民間代替性・競争性の高低の程度、市民生活における必需性の強弱に応じて利用者が負担することとします。（利用者負担割合は 90%、75%、50%、25% に分類します。）

原則 3 原則的に利用者負担 100%の区分は設けないこととします。その理由は、見直し基準では、使用料の算定基礎となる原価は各施設の減価償却費を含む施設の維持管理費としています。そのため、利用者負担 100%ということは、施設の整備・維持管理に要する全ての経費を利用者の負担で賄うという考え方となります。しかし、公の施設は、本来、住民の福祉の増進を目的とし、市民の誰もが利用する機会を有しており、また、そのことを目的として市が設置しているため、全て（100%）の経費を利用者の負担とすることは適当ではないと考えます。

原則 4 利用者負担の割合、施設の性質別分類の考え方は、社会状況・環境の変化に即して見直すこととします。民間代替性が非常に高く、同様のサービスが民間で提供されている施設があります。また、現在はなくても、将来、そのような施設が民間で提供される可能性があります。今後、利用者に 100%の負担をお願いしたい施設がある場合には、本来的に、公の施設として市が保有すべき施設であるかを検討することとします。

【施設別利用者負担割合の分類の考え方】

民間でも提供されている施設（民間代替性が高い）

注意！【利用者及び公費負担割合】の考え方

「施設の維持管理・運営にかかる経費の総額」に対する負担割合ではなく、「借りる部屋（室）の貸出単位ごとの原価」に対する負担割合です。（P. 8 参照）

市民生活における必要性が高い（基礎的）

Dグループ

- 民間との競合性がある。
- 一部市民にとって必需的。

【利用者負担割合】 50%

【公費負担割合】 50%

Eグループ

- 民間類似施設は少ない。
- 市民利用は、C・Dより必需的。

【利用者負担割合】 25%

【公費負担割合】 75%

Fグループ

- 民間類似施設はほとんどない。
- 特に地域活動や市民活動の活性化につながる基礎的施設。
- 設備上負担を求めにくい施設。
- 法的に利用者負担しないことが定められている施設。

【利用者負担割合】 0%

【公費負担割合】 100%

Aグループ

- 民間との競合性が高い。
- 市民利用は選択的、限定的。

【利用者負担割合】 90%

【公費負担割合】 0%

Bグループ

- 民間類似施設がある。
- 市民利用は選択的。

【利用者負担割合】 75%

【公費負担割合】 25%

Cグループ

- 民間類似施設は少ない。
- 市民利用は選択的だが地域的にも広域的にも利用される。

【利用者負担割合】 50%

【公費負担割合】 50%

市民生活における必要性が低い（選択的）

民間では提供されにくい施設（民間代替性が低い）

負担割合→「借りる部屋（室）の貸出単位ごとの原価」に対する負担割合です。（P. 8 参照）

区分	内容	具体的な施設名の例
Aグループ	○民間との競合性が高い ○市民利用は選択的、限定的。 【利用者負担割合 90%】 【公費負担割合 10%】	
Bグループ	○民間類似施設がある。 ○市民利用は選択的。 【利用者負担割合 75%】 【公費負担割合 25%】	東部会館（温水プール）、南平体育館（トレーニング室）、市民会館（大・小ホール）、七生公会堂、テニスコート（多摩平第1公園、旭が丘中央公園、七生自然学園）、市民農園、八ヶ岳高原大成荘（一般利用）
Cグループ	○民間類似施設は少ない。 ○市民利用は選択的だが地域的にも広域的にも利用される。 【利用者負担割合 50%】 【公費負担割合 50%】	生活・保健センター、交流センター（豊田駅北交流センター、東町交流センター以外）、勤労・青年会館、七ツ塚ファーマーズセンター、カワセミハウス、発達・教育支援センター（地域コミュニティ室及び会議室）、男女平等推進センター（集会室）、南平体育館（会議室）、東部会館（温水プール以外）、市民会館（大・小ホール・展示室除く）、市民の森ふれあいホール（集会室）、市民陸上競技場（会議室）地区センター（目的外）、福祉センター、公民館（目的外）、新選組のふるさと歴史館、日野宿本陣、小島善太郎記念館、市民陸上競技場、市民の森ふれあいホール（集会室、ギャラリー除く）、市民プール、グラウンド（万願寺中央公園、浅川スポーツ公園、万願寺）・南平体育館（会議室及びトレーニング室除く）、
Dグループ	○民間との競合性がある。 ○一部市民にとって必需的。 【利用者負担割合 50%】 【公費負担割合 50%】	とよだ市民ギャラリー、市民の森ふれあいホール（ギャラリー）、市民会館（展示室）
Eグループ	○民間類似施設は少ない。 ○市民利用はC Dより必需的。 【利用者負担割合 25%】 【公費負担割合 75%】	
Fグループ	○民間類似施設はほとんどない。 ○特に地域活動、市民活動の活性化につながる基礎的施設。 ○設備上負担を求めにくい施設。 ○法的に負担を求めないことが決められている施設。 【利用者負担割合 0%】 【公費負担割合 100%】	【見直し基準策定時において公費負担 100%の施設】 地区センター（目的内）、市立小中学校校庭・体育館（学校開放）、百草台コミュニティセンター、平山台健康・市民支援センター、日野宿交流館、八ヶ岳高原大成荘（学校利用）、市営火葬場、福祉支援センター、児童館、公民館（目的内）、図書館、テニスコート（Bグループ以外）、グラウンド（Cグループ以外）、交流センター（豊田駅北交流センター、東町交流センター）

【公費負担と利用者負担の割合のイメージ図】

＜イメージ図の条件＞

- ・貸室スペース面積：オープンスペース面積＝60％：40％
- ・「利用者負担割合 50％」と設定する場合

施設の維持管理・運営にかかる経費（総額）＝A （全体面積＝100％とする）			催しなどに 要する経費
貸室スペースの利用に係る経費 （全体面積の60％按分の経費）		オープン・共有スペース （ラウンジ、トイレ等） にかかる経費 （全体面積の40％按分 の経費）	
←利用者負担割合 50％→	←公費負担割合 50％→		
利用者による負担 （各利用者の負担は該当貸室の 貸出時間の原価の50％）	公費（税金）による負担	公費（税金）による負担	
←※使用料（全室）合計額→ Aのうち30％分 （30％となるのは、施設稼働率が 100％であった場合。）	←公費（税金）による負担額Aのうち70％分→ （70％となるのは、施設稼働率が100％であった場合。稼働 しなかった部屋の分は、70％分に加え、その貸室の利用者負 担相当額は公費（税金）による負担となる。		

※使用料（全室）の合計額は、施設稼働率が100％であった場合（一年間の施設稼働日、稼働時間を通じて1つも空き室がなかった場合）を想定した際、施設の維持管理・運営経費（総額）＝Aの30％相当が最大の額の使用料として歳入となるということです。しかし、現状の稼働率は高い施設で80％台（勤労・青年会館ホール等）、低い施設では10％台（東町交流センター等）です。この例においても、実際は、公費（税金）による負担割合はもっと高くなります。使用料収入を上げるためには、稼働率を上げていく必要があります。

なお、民間事業者による事業収益に相当する費用の上乗せはありません。

【実際の個々の貸室にかかる使用料算定のイメージ】

① 【施設に要する年間維持管理経費】（円）／（施設等総床面積（㎡）×年間利用可能時間（時間））＝ $\boxed{a \text{ 円} / \text{㎡} \cdot \text{時間}}$

上記式により



$\boxed{\text{床面積 } 1 \text{ ㎡あたり} \cdot 1 \text{ 時間当たりの維持管理経費が算出される (a 円)}}$

② $\boxed{a \text{ 円}} \times \text{各貸室等の施設面積 (㎡)} \times \text{貸出時間 (時間)} = \boxed{\text{原価 (貸室等ごと)}}$

③ $\boxed{\text{原価 (貸室等ごと)}} \times \text{利用者負担割合 (\%)} = \boxed{\text{基準額 (各貸室等の時間区分単位)}}$

第2章 使用料

1 原価と基準額の算出

(1) 原価算出のための項目

- 年間維持管理経費等を算出基礎として、下表の項目により原価を算出します。
- 年間維持管理経費等は、直近3か年の実績（決算額または決算予想額）の平均額とします。
年度の途中で開設する施設の場合は、年間の維持管理経費等を概算で算出します。
- 所管する同種・異種の施設を一括して外部委託している場合や所管外の施設との複合施設として一括して支出している経費などは、適正に按分して施設あたりの経費を算出します。

【原価算出のための項目】

維持管理経費等の項目	範囲
①人件費 (直接的な人件費)	施設の受付、維持管理等に従事する市職員（嘱託員含む）の経費 例) 施設の受付・許可・料金徴収等の業務に要する人件費等 ただし、以下の人件費（間接的な人件費）は含めない。 施設職員のうち、直接的に施設の維持管理業務に関わらない事務に従事する市職員（嘱託員含む）の経費 例) 内部管理事務に要する人件費等
②物件費	当該施設の維持管理やサービス運営に要する経費
賃金	臨時職員等に要するもの。上記人件費に計上されるものを除く。
需要費	電気料、水道料、燃料費、消耗品費、印刷製本費等
委託料	管理委託料、保守委託料、指定管理料（修繕費含む）等
使用料及び賃借料等	複写機・オンライン端末機等、市が支払う賃借料、使用料等 (複数の事業に活用している場合は、当該使用料等に要する割合を按分)
その他経費	役務費等（当該年度のみで経費を負担するべきではない備品費、修繕費等は概ね10年間で除し、1年間分を計上する。）
③指定管理者の利用料金収入の総額に相当する額	指定管理者の当該事業における収入決算額から、市が支払う指定管理料及び指定管理者の経費で行う事業（自主事業）経費を除く業務に要する経費 ＝（主として利用料金の総額が該当）。
④減価償却費※	原則として固定資産台帳に記載された当該施設の経費（当該年度分）
⑤土地代※	借地代等 当該土地が市の使用に供することによる理由で固定資産税等が減額、免除となっている場合は減額・免除相当額

減価償却費※

利用する期間にわたって建設費を費用分配するものであるため、法定耐用年数に応じた当該年度分を原価に含めます。減価償却費の計算は、定額法を用い、当該施設の減価償却費として固定資産台帳に記載されている経費とします。

減価償却費などの「資本に関する経費」は公費負担とする考え方もありますが、本市では施

設の老朽化に伴う改築や大規模修繕、建替えに伴う経費の増大を見据えながら、減価償却費を原価算出のための項目にします。

なお、無償貸与等により市の所有物でない施設は、減価償却費が発生しないため原価算出基礎に計上することができません、そのため、類似施設との原価の額に高低がでて、施設間の均衡性が保てません。そのため、標準的な類似施設の減価償却費を原価算出基礎額に計上し、補正することとします。

また、減価償却期間が終了した施設についても、必要に応じ、施設間の均衡性を保つため、標準的な類似施設の減価償却費を準用し、原価算出基礎額に計上し、補正することとします。

土地代※

土地は、当該施設を廃止した場合でも資産として市に残るものであり、建物と異なり減価償却の考え方がないため、経費に算入しません。ただし、借地代は、賃借料等と同じと捉え、経費に算入します。

また、公の施設として市が借用していることを理由に、市が土地の所有者に賦課される固定資産税等の減免を行っている場合は、本来は市が使用料を土地所有者に支払う額と見做し、減免相当額を事業費と捉え経費に算入することができることにします。(例：市民農園)

※使用料の具体的な原価算定の詳細は、P.8～9を、手数料等の具体的な原価算定の詳細は、P.21～22を参照してください。

類似施設の土地の一方に賃借料が発生し、もう一方に発生しない場合は、施設間の均衡性を保つため、賃借料を類似施設全体で負担する形で積算できることとします。

(2) 原価及び基準額の算出方法

基準額＝①貸室等ごとの原価（維持管理経費等から算出）（円）×②利用者負担割合（％）※
 （×③時間帯別負担係数×④曜日別負担係数）※
 ※②は P.6～7 を参照のこと。
 ※③、④は P.13 を参考に必要な場合のみ準用することとします。

【施設別の原価算出の方法】

種類	計算式
ア 特定の利用者が一定の時間、施設の全部又は一部を占有する場合（貸室等）	
○床面積 1 m ² ・1 時間あたりの金額を算出し、貸出室床面積と貸出時間に応じた金額を当該貸室の貸出単位の原価とします。	
■単位＝ 円/時間・m ²	原価（該当室貸出時間あたり）（円）＝ 年間維持管理経費等（円）÷施設総床面積（m ² ）※ ¹ ÷年間利用可能時間（時間）※ ² ×貸出室床面積（m ² ）※ ³ ×貸出時間（時間）※ ⁴
※右記計算式により該当室の1 貸出単位の原価が算出される。	※1 施設等総床面積＝共有スペース、オープンスペース等も含む。 ※2 年間利用可能時間＝1 日の利用可能時間枠の合計時間×年間営業日 ※3 貸出室床面積＝対象室の床面積（m ² ） ※4 貸出時間＝貸出単位が3 時間であれば3（時間） ※5 全日使用時間＝午前枠時間＋午後枠時間＋夜間枠時間
イ 特定の利用者が年間を通じ、施設の一部を占有する場合（市民農園 等）	
■単位＝円/区画 （またはm ² ）	原価（年間・該当区画あたり） ＝年間維持管理経費等（円）÷施設総（床）面積（m ² ） ×該当区画の面積（m ² ）
ウ 特定多数の利用者が一定の時間、施設の全部又は一部を共用する場合（プール、新選組のふるさと歴史館等）	
■単位＝円/人	原価＝年間維持管理経費等（円）÷年間利用者数※⁶（人）
	※6 年間利用者数の考え方（基本的に下記①とするが、他に②から④のうちいずれかを選択する。） ①年間で目標とする利用人数が設定されていればその人数 ②直近3 年間の実利用人数を基礎とした1 年間の平均利用人数 ③直近3 年間のうちの最大利用人数 ④新規施設の場合は、年間で目標とする利用人数

(3) 算出における注意点

使用料の算定は、原則として施設ごと、貸出室等ごとに原価を算定します。ただし、それによりがたい場合は次の考え方で算出します。

① 標準的な施設を基準にする場合

施設規模や土地の保有状況などによって維持管理経費等の金額が異なり、同種、同規模の施設であっても、施設ごとに原価に差が生じる可能性があります。

例えば、A交流センターの会議室とB交流センターの会議室、あるいはAテニスコートとBテニスコートにおいて、設置目的、面積や設備が同じであるにもかかわらず計算上基準額に大きな差が生じる場合は公平性が損なわれ、利用の偏りも懸念されます。

そのため、同程度の設備を有し、同様の設置目的で使用される施設については、使用料に極端な差が生じないように、標準的な施設を基準にする方法、又は全体の平均額で算出する方法を用いることができます。どの方法を用いるかは、施設所管課と企画経営課が協議して個別に判断することとします。

また、市内全域からの利用を前提としている施設については、原則どおり、施設ごとの原価を使用します。

② 複合施設等の取扱い

ア. 市組織のみで横断的な管理を行っている施設の場合

面積の按分（共有部分、オープンスペースも含む）によりそれぞれの所管課で算出します。（減価償却費も按分する）

イ. 市組織と外部組織による管理を行っている施設の場合

施設総床面積から面積按分し、市で要する経費で原価を算出します。

ウ. 併設施設が使用料が発生しない（公費負担 100%）の施設の場合

施設総床面積から面積按分し、原価を算出します。

③ 市民会館、東部会館の個別貸室に要する維持管理経費等の考え方

市民会館の大ホール、小ホール、及び東部会館の温水プール部分は、その維持管理に際し市民会館や東部会館内の他の貸室（展示室、和室等）には影響がなく、ホール、温水プール部分のみに要する経費（例：舞台照明運用費用、ろ過装置等）が発生します。

この場合、これらの経費を維持管理経費として算定すると、貸室原価が高くなるため、この経費は、可能な限り他の貸室の原価に組み入れず算出するか、それが難しい場合は、この貸室部分のみ他の類似貸室の床面積 1 m²あたり・1 時間あたりの金額を参考にして積算するものとします。

④ 調理室・防音室貸室に関する考え方

調理室（料理実習室・調理談話室等）及び防音室の機能がある貸室は、通常の会議、会合等を目的とした部屋の機能にいろいろな設備が付加されています。しかし、それを正確に算定することは難しいため、現状の貸室の金額等を比較し、調理室は当該施設の一般的な貸室の床面

積 1 m²あたり・1 時間あたりの金額に 2.5 を乗じ、防音室は同 1.5 を乗じる補正を行い、原価を算定するものとします。

⑤ 原価の算出がきわめて困難な場合の考え方

複合施設の運営状況や全体委託、付帯設備の状況などから、維持管理経費の算出がきわめて困難な場合は、上記③と同様、類似貸室の 1 m²あたり 1 時間あたりの金額を参考にして積算するものとします。

(4) その他の係数

ア 時間帯別負担係数（必要な場合のみ準用）

夜間には電気料を多く使用することから、時間帯によって使用料に差を設ける必要がある施設については、割増料金を設定できるものとします。

イ 全日使用の場合の割引（必要な場合のみ準用）

全日使用（同日の午前、午後、夜間を通しでの使用）の場合の使用料の算定は、午前、午後及び夜間使用の原価の合計額を基本としますが、割引料金（合計額より割引く）の考え方により、全体の施設稼働率に寄与すると判断できる施設は、割引料金を設定できるものとします。

ウ 曜日別負担係数（必要な場合のみ準用）

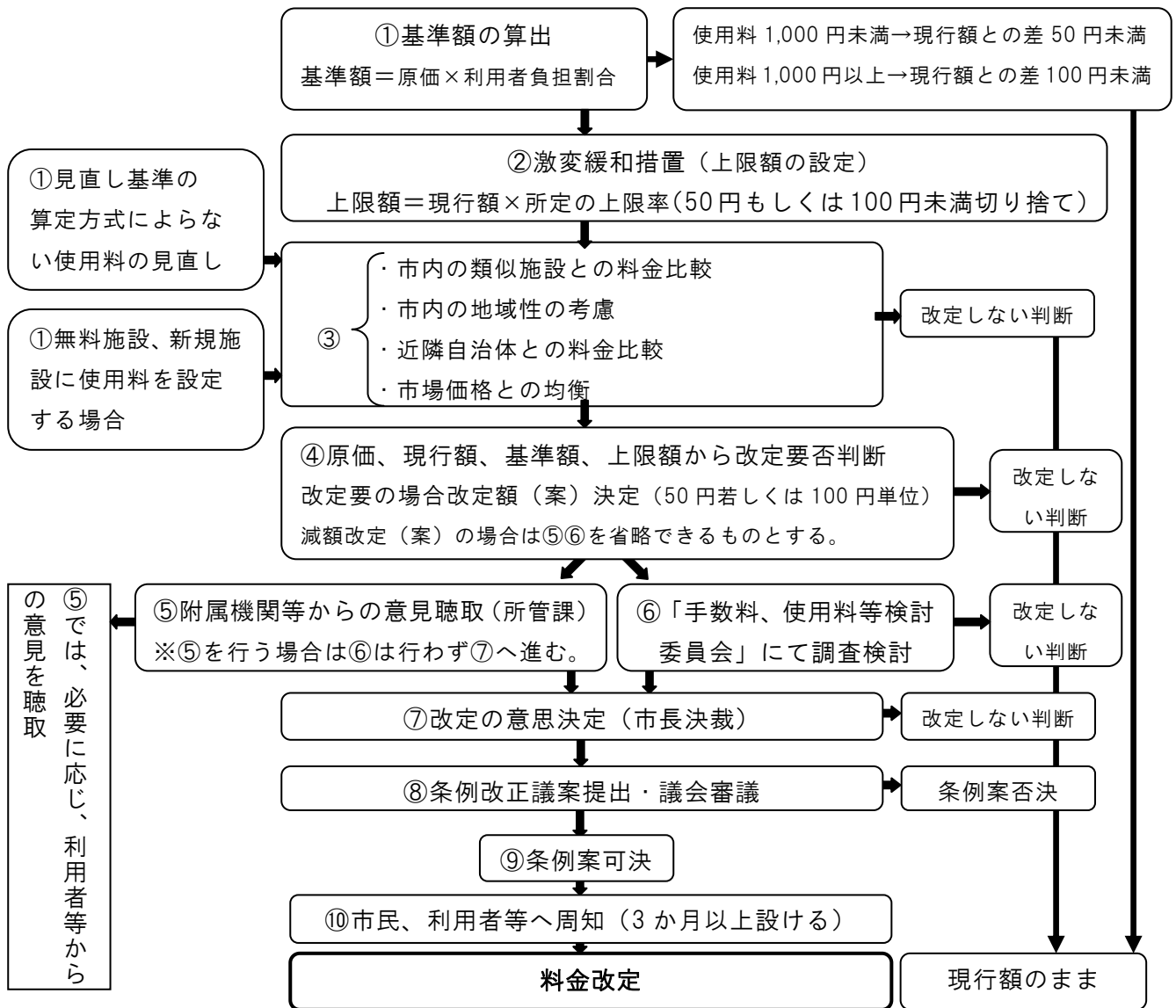
平日の稼働率が低く、土曜及び日曜日・祝日の稼働率が高い施設の場合、平日の使用料を低減することで利用を促す必要があるなど、平日、土曜日及び日曜日・祝日によって使用料に差を設ける必要がある施設については、施設単位で設定することとします。なお、貸切の利用者が入場者から料金を徴収する場合は、施設ごとに必要に応じて設定できるものとします。

2 適正額の決定から改定までの流れ

まず、①基準額（原価×利用者負担割合）を算出します。現行額が1,000円未満の場合で、基準額と現行額との差が50円以上あった場合、または現行額が1,000円以上の場合で、基準額と現行額との差が100円以上あった場合は、②激変緩和措置上限額（現行額×所定の倍率）を設定します。

そして、③他の類似施設との料金比較等を行い、④原価、現行額、基準額、上限額から改定の要否及び改定が必要と判断した場合は改定額（案）を決定します。⑤所管課で設置している当該施設・制度に係る附属機関等から意見を聴取（設置されている場合）します。附属機関等が設置されていない場合は、⑥手数料、使用料等検討委員会において調査検討します。その結果、料金を改定すべきとの意見をいただいた場合は、この意見を踏まえ、⑦市として最終的な改定の要否の方針を意思決定し、⑧条例改正議案提出、議会審議後、⑨条例案が可決した場合は、⑩原則として3か月以上の期間を設けて周知を行い、料金を改定します。具体的な流れは、下図のとおりです。

【見直し手順の流れ図】



※消費税率改定が行われた場合、全庁的な方針を「日野市消費税対策本部」において決定する。
 ※⑤、⑥において改定額（案）の再検討の意見が出た場合は基準等に基づき再算定し、④に戻る。

(1) 基準額の算出

P.11 により行います。

(2) 激変緩和措置（改定上限額の設定）

使用料の値上げを行う場合は、利用者負担の急激な変化を緩和（激変緩和）するため、現行額に改定上限率を乗じて改定上限額を設定します。改定上限額は現行額により下記のとおりとします。

【改定上限率表】

現行額	改定上限率
150 円未満	現行額の 2.0 倍
150 円以上 500 円未満	現行額の 1.5 倍
500 円以上 2,000 円未満	現行額の 1.4 倍
2,000 円以上 10,000 円未満	現行額の 1.3 倍
10,000 円以上	現行額の 1.2 倍

(3) 市内の類似施設との料金比較

共に市内の類似施設であるにも関わらず、施設の年間維持管理経費の違いから施設によって基準額が大きく異なる場合、過度に差が生じないように考慮します。

(4) 市内の地域性の考慮

市内には丘陵地など、いわゆる交通不便地域があります。施設がそのような場所に立地している場合は、施設利用に係る利便性に差が生じています。立地面で利便性が低い施設については、利用の促進を図る目的で、当該施設の使用料を低減することも検討します。利便性の判断の1つとして施設稼働率を参考とします。

(5) 近隣自治体との料金比較

近隣自治体の多くは、すでに使用料や手数料等の見直し基準、ガイドライン等を策定し、定期的な見直しを行っています。近隣自治体との料金比較も重要な視点として参考とします。

(6) 市場価格との均衡

算出した基準額に基づき算出した改定額（案）は、通常、利益を算定する民間における同種の施設使用価格より廉価となる場合があります。その場合、民業を圧迫するおそれがあることから市場価格を考慮した料金設定をします。しかし、その場合は、当該施設が、そもそも公の施設として自治体が設置することの必然性も検討することが必要となります。

例) 施設に付帯する駐車場、自転車等駐車場、テニスコート、市民農園 等

3 その他の料金設定の考え方

(1) 市民以外の利用者の料金の設定

日野市の公共施設は日野市民の財産であり、その管理運営には市税が充てられています。そのため、日野市民以外の利用により、日野市民の利用に支障が生じる場合、または日野市民以外の利用が特に多い場合は、使用料に差を設けることができるものとします。

この場合は、原則として、日野市民以外の利用者は、日野市民の2倍(200%)の額を上限として料金を設定した上、日野市民が優先的に利用できるよう運営に努めることとします。

しかし、稼働率が低い現状にありながら、日野市民と日野市民以外の利用者との料金に差をつけると、さらに稼働率の低下に拍車がかかり、市にとって財政的な損失が想定される施設もあると考えられるため、個々の施設について、現状を分析し、判断するものとします。

施設の設置目的や性質等を考慮し、従前より日野市民以外の利用者の料金を設けていない施設においては、現行どおりの取り扱いとします。

なお、今後は、近隣自治体間での施設の広域連携での運営等を検討していく必要があります。その場合は、使用料についての自治体間のルールづくりが必要になります。

(2) 新規施設を有料にする場合の料金設定

新規に開設する施設に使用料を設定することの要否の判断基準は、P.6の「施設別利用者負担割合の分類の考え方」等によります。

使用料(案)を設定する場合は、市内の既存類似施設や近隣自治体の類似施設の状況も踏まえながら適正額(案)の設定し、P.14の【見直し基準の流れ図】の③以降の手順で進めます。

(3) 使用料が無料となっている施設の見直しに関する基本的な考え方

使用料が無料となっている施設は、その施設の設置目的、歴史的背景、類似施設の料金設定等の状況、近隣自治体の状況等を踏まえて、今後とも無料とすべき施設かどうかについて施設ごとに個別に検討します。使用料を設定すべきと判断した場合には、見直し基準を参考とした上、改定額(案)を設定し、P.14の【見直し手順の流れ図】の③以降の手順で進めます。

ただし、以下のような事態が想定される施設は、使用料の設定を見送ることができるものとします。

【使用料を徴収することにした場合に想定される事態】

- ①市民活動の活性化が著しく阻害されるおそれがある
- ②市民生活に多大な影響がある
- ③徴収事務に要する経費が使用料収入想定額以上の経費となることが予想され、費用対効果がマイナスになる。
- ④有料化により稼働率が低下し、その結果、施設の設置目的が果たせなくなる可能性がある

(4) 利用料金制を導入している施設の取扱

公の施設のうち、地方自治法第244条の2に基づき指定管理者が管理し、使用料等を指定管理者の収入とする利用料金制を導入している施設があります。見直し基準では、利用料金制を導入している施設も見直しの対象とします。これらの施設の利用料金設定は、指定管理者が申請し、市が承認するもので、当該施設の設置条例で規定されている使用料が上限額となります。

このことから、利用料金制を導入している施設の料金を見直すべき場合は、条例を見直し、改正した上で、指定管理料を見直す必要があります。

なお、既に基本協定を締結している施設については、原則として、基本協定締結期間中は現行料金のままとし、見直した利用料金の運用は新たな基本協定締結時とします。

（５）減額改定の考え方

基準額が現行額を下回る場合は、現行額を設定した際の背景や社会情勢、今後の施設の大規模修繕費、料金比較の中で利用の選択が行われるような施設（市民会館等）の近隣自治体の動向等を考慮した上、現行額の 1.2 割減（20%の減）を限度に減額改定を行う必要があるかどうかについて検討します。

なお、この場合、市民生活への多大な影響はないと判断し、附属機関等からの意見聴取、「手数料、使用料等検討委員会」での調査検討は省略することができるものとします。（P.14 参照）

4 新たな建設・運営方法による施設の使用料

（１）PFI など新たな建設、運営方法による施設使用料の考え方

公共施設の更新や統廃合等の際は、PFI[※]等民間資金を活用した事業手法を導入する場合もあると想定されます。その場合の施設使用料は、当該施設運営費用算出の特殊性や市内類似施設の料金との整合性などを考慮し、個別に検討することとします。

※PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

5 減額及び免除規定

使用料の減額及び免除規定（以下「減免規定」という。）は、高齢者や障害者の社会参加の促進、青少年の活動支援等、市の政策的な理由により設定しています。しかし、利用者のうち、大半で減免をしている施設では、使用料を設定している意義が失われることとなります。

以上を踏まえ、見直し基準では、各施設の特性に配慮しつつ、次の考え方により、必要に応じて減免規定の見直しを行います。

（１）基本的な考え方

減額・免除による減収分は公費で負担することになるため、その適用は慎重に行う必要があると考えます。そこで、減免規定はあくまでも例外的な措置として、一定の減免配慮項目を示します。各施設において設置目的等を勘案し、真に必要な場合に限定するよう検討し、必要な場合は条例を改正し、詳細については規則で定めることとします。

（２）減免規定

減免規定は、できる限りわかりやすくすることが望ましいことから、減免率は、100%（免除）、50%（減額）、0%（減免なし）の3段階を基本とします。

減免規定は、利用者を団体利用と個人利用に区分し、利用区分に応じて設定します。

また、指定管理者が管理する施設は、別途、減免の取り扱いを定めます。

減免規定を適用する場合は、日野市行政財産使用料条例第5条を踏まえ、原則として、施設の所管課において、施設の設置目的、利用状況等に応じ、適用する項目を下記の減免配慮項目（案）を参考にし、条例に定めることとします。

減免配慮項目（案）	現額・免除区分
ア. 市、教育委員会が主催又は共催で使用するとき	免除
イ. 市以外の官公署が行政目的で利用するとき	免除
ウ. 当該施設の管理運営団体が当該施設を行政目的で使用するとき	免除
エ. 市内保育園、幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校が教育目的で使用する時	免除
オ. 市内の各団体が行政活動の協力目的等で利用するとき	免除
カ. 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護者が使用するとき	2分の1減額又は免除
キ. その他市長が限定的に認める特別な事情や理由がある場合	2分の1減額又は免除

【参考】

日野市行政財産使用料条例

(使用料の減免)

第5条 市長及び教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額又は免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため使用するとき。
- (2) 市の指導監督を受け、市の事務、事業を補佐又は代行する団体において、補佐又は代行する事務、事業の用に供するため使用するとき。
- (3) 行政財産の使用許可を受けたものが、地震、水害、火災等の災害のため当該財産を使用の目的に供し難いと認めるとき。
- (4) 前3号のほか、特に必要があると認めるとき。

(3) 資格の有無の確認

減免規定を適用するためには、資格の有無を確認する必要があります。

特に、①障害の有無、②団体の構成人数、③団体の性格等が判断基準となることから、各施設においてそれぞれ妥当・適切な方法により確認することとします。その際、身分証明書、各種障害者手帳、団体名簿、行政からの文書の提示等について利用者の協力を求めるものとします。

6 施設に付帯する駐車場使用料

(1) 基本的な考え方

施設に付帯する駐車場使用料の徴収目的は、利用者負担の原則の他に、施設利用者以外の人による長時間駐車防止対策や環境面などへの配慮のための車両の使用抑制などの観点があります。

このため、駐車場に対する維持管理経費が発生している駐車場について、近隣住民の安全・安心の観点、純粋に施設利用のために駐車場を利用する市民の利用阻害防止、長時間駐車防止等の管理を必要とする駐車場を対象に、近隣住民との協議を行うなどして、有料化の可否を個別に検討します。

その際、下記の項目に配慮します。

【配慮項目】

- ①駐車場使用料を徴収するために新たな経費が発生する場合の費用対効果の検証結果をもとに判断します。
- ②公共性の高い施設（公費負担割合 100%～75%程度）に付帯する駐車場は使用料を徴収しないことができます。
- ③使用料に減免規定を適用している施設に付帯する駐車場は、当該駐車場の使用料も減免規定を適用することができます。
- ④当該施設の交通利便性の状況に配慮します。
- ⑤その他、使用料を徴収することが適さない特別な事情がある場合は、使用料を徴収しないことができます。

(2) 駐車場使用料の額

駐車場使用料の額（案）は、地域特性（交通アクセスの状況、駅からの距離、丘陵地等）、近隣の民間駐車場料金、環境面を配慮した車両の使用抑制、長時間駐車防止、混雑緩和効果等を勘案して個別の駐車場ごとに決定します。

また、決定の際には、現在使用料を徴収している駐車場の料金体系を参考にします。

現在有料となっている駐車場使用料の料金体系は概ね次のとおりです。（平成 30 年 4 月現在）

男女平等推進センター （多摩平の森ふれあい館）	1 区画につき、15 分を超え 1 時間以内は 100 円とし、1 時間を超えるものにつき 1 時間ごとに 100 円を加算した額。ただし、備考欄の駐車場の使用目的以外に使用した場合は 1 時間ごとに 300 円とする。
市民の森ふれあいホール （北側駐車場）※	1 区画につき、15 分以上 1 時間以内 100 円。1 時間を超えるものは、1 時間ごとに 100 円を加算した額。貸切使用 10,000 円／時間
市民の森ふれあいホール （南側駐車場）※	1 区画につき、15 分以上 1 時間以内 100 円。1 時間を超えるものは、1 時間ごとに 100 円を加算した額。貸切使用 3,500 円／時間
市立病院駐車場使用料	30 分以上 2 時間以内は 200 円とし、2 時間を超えるものにつき 1 時間ごとに 100 円を加算した額

※「市民の森ふれあいホール駐車場」とは、ふれあいホール、日野市民陸上競技場及び仲田公園の利用を目的として自動車等を駐車するための施設。

(3) 減免規定

減免規定は、施設の設置目的に応じて、上記の駐車場の状況や下表を参考に、所管課において適用基準を検討します。

【減免配慮項目（案）】

対象事由	対象駐車場	減額・免除区分
身体障害者、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者及びその介護者が使用するとき	施設に付帯するすべての有料駐車場	2 分の 1 減額又は免除
その他市長が限定的に認める特別な事業や理由がある場合	施設に付帯するすべての有料駐車場	2 分の 1 減額又は免除

第3章 手数料

1 基準額の算出

(1) 基準額の算出の考え方

証明書発行等に要する事務手数料は、本来業務から特定の者に提供する役務に対して派生した事務に要する経費であり、費用算定もその考え方により原則的に利用者が全額負担することが妥当であると考えます。

事務手数料は、原価算出に算入すべき経費の項目とその範囲を定め、経費の項目ごとに当該事務に要する1件あたりの経費を算出し、その合計額（原価）を利用者が全額を負担する考え方（＝利用者負担率100%）とします。

【算定方式】

①積み上げ算定方式

事務処理経費が固定的な単価で構成されているものは、各単価を積み上げて次のとおりとします。

$$\text{手数料} = \text{1件当たりの事務処理経費}^* \times \text{利用者負担割合} \quad 100\%$$

②総価算定方式

経費の総額を利用者全員で負担すべきものや、1件当たりの経緯を算出できないものは次のとおり算定します。

$$\text{手数料} = \text{年間事務処理経費}^* / \text{年間処理件数} \times \text{利用者負担割合} \quad 100\%$$

※事務処理経費＝（【1件当たりの人件費（円）^{※1}＋1件当たりの賃金（円）^{※2}】）＋1件当たりの物件費（賃金除く）（円）＋減価償却費

③その他

①②のいずれにも適さない場合は、個別に算定方式を検討します。

【原価の算出基礎】

次の費用を算出基礎として、原価を算出します。

項目	範囲
①人件費	サービスの提供に直接従事する市職員（嘱託員含む）の人件費
②物件費	
賃金	臨時職員等に要するもの。上記人件費に計上されるものを除く。
需要費	消耗品費、印刷製本費 等
委託料	複写機等事務機器の保守点検委託料等（他のサービスと共用している場合は、当該サービスに要する経費を按分する。）
使用料及び賃借料	複写機・オンライン端末機の市が支払う使用料等（証明書発行用端末機器の管理・運用に要する経費のみ）
その他費用	上記の4つに該当しない経費で、サービスの提供に必要な費用
③減価償却費	当該行政サービスのみ使用する備品の減価償却費

【算出方法】

各経費は、次の計算方法により算出します。

項目	範囲
①人件費	時間単価 ^{※1} × サービス提供に要する時間（1分あたり） ^{※2}
②物件費	
賃金	時間単価 ^{※1} × サービス提供に要する時間（1分あたり） ^{※2}
需要費	【前年度決算額 × 使用割合 ^{※3} 】 / 年間処理件数（年間処理数）
委託料	【前年度決算額 × 使用割合 ^{※3} 】 / 年間処理件数（年間処理数）
使用料及び賃借料	【前年度決算額 × 使用割合 ^{※3} 】 / 年間処理件数（年間処理数）
その他費用	【前年度決算額 × 使用割合 ^{※3} 】 / 年間処理件数（年間処理数）
③減価償却費	【年間経費 × 使用割合 ^{※3} 】 / 年間処理件数（年間処理数）

※1 時間単価は、前年度決算に基づく平均給与（特別職を除く）を用い、次の計算式により算出します。

$$\text{時間単価} = \left(\frac{\text{前年度決算に基づく平均給与}}{\text{1週間当たりの勤務時間} \times 52 \text{週}} \right)$$

※2 サービス提供に要する時間は、標準処理時間（1分あたり）とし、できる限り平均的に当該処理に要する時間のみを算入します。

※3 使用割合は、消耗品費や事務機器使用料等で、複数の事務に要する費用のうち、当該事務に直接要した部分の割合とし、処理時間数や処理件数等の按分により算出します。

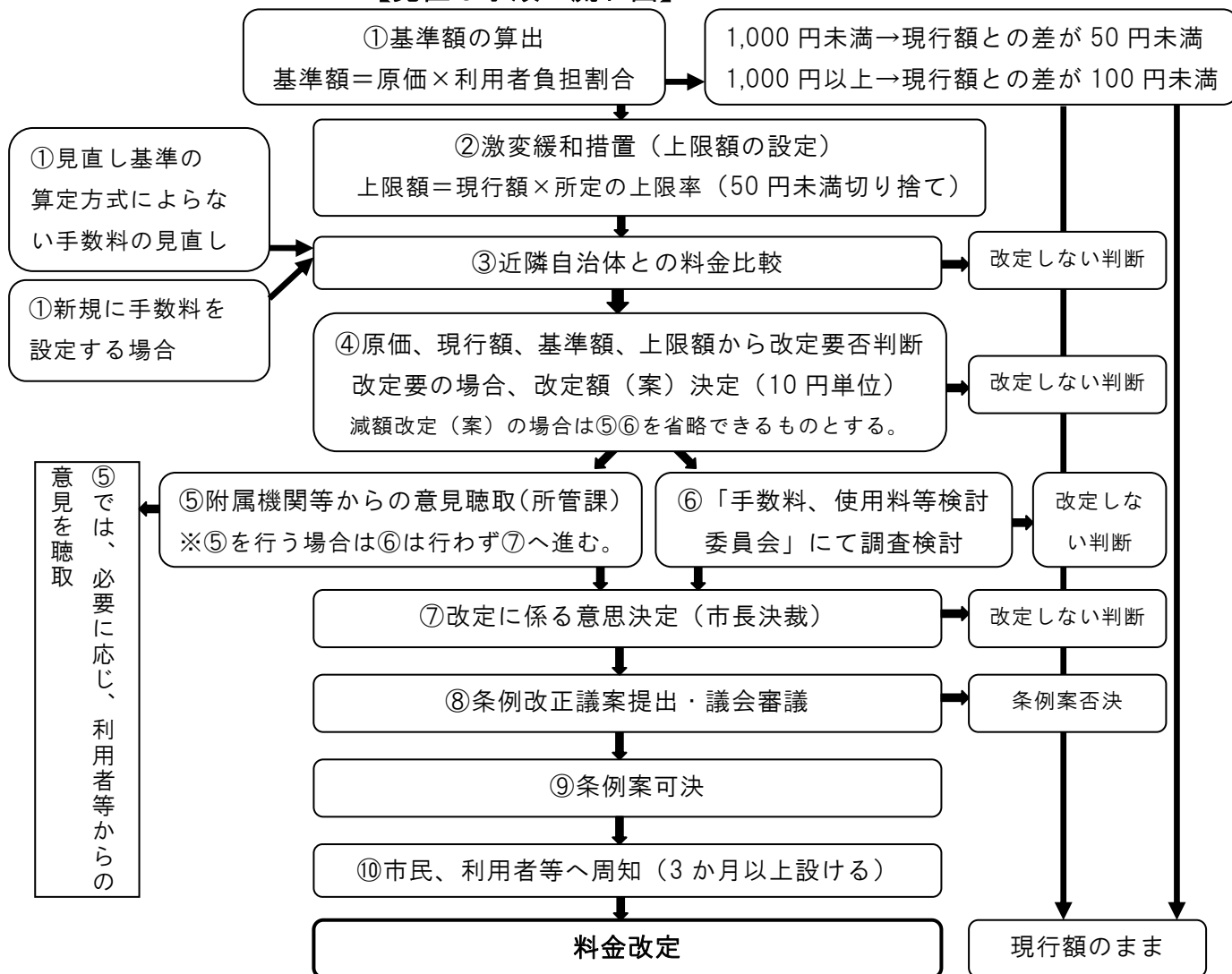
なお、「前年度決算額」が確定しない段階での積算には、「前々年度決算額」を用いることとします。

2 基準額の決定から改定までの流れ

まず、①基準額（原価×利用者負担割合＝100％）を算出します。現行額が1,000円未満の場合で、基準額と現行額との差が50円以上あった場合、または現行額が1,000円以上の場合で、基準額と現行額との差が100円以上あった場合は、②激変緩和措置上限額（現行額×所定の倍率）を設定します。（50円未満切り捨て）。

そして、③近隣自治体と比較等を行い、④原価、現行額、基準額、上限額から改定の要否及び改定が必要と判断した場合は、改定額（案）を決定します。⑤所管課で設置している附属機関等から意見を聴取（設置されている場合のみ）します。附属機関等がない場合は、⑥手数料、使用料等検討委員会において調査検討し、料金を改定すべきとの意見をいただく。その結果、料金を改定すべきとのご意見をいただいた場合は、この意見を踏まえ、⑦市として最終的な改定の要否の方針を意思決定し、⑧条例改正議案提出、議会審議後、条例案が可決した場合は、⑨原則として3か月以上の期間を設けて周知を行い、料金を改定します。具体的な流れは、下図のとおりです。

【見直し手順の流れ図】



※消費税率改定が行われた場合、全庁的な方針を「日野市消費税対策本部」において決定する。

※⑤、⑥において改定額（案）の再検討の意見が出た場合は基準等に基づき再算定し、④に戻る。

(1) 激変緩和措置（改定上限額の設定）

額の値上げを行う場合は、利用者負担の急激な変化を緩和（激変緩和）するため、現行額に改定上限率を乗じて改定上限額を設定します。改定上限率は現行額により下記のとおりとします。

現行額	改定上限率
150 円未満	現行額の 2.0 倍
150 円以上 500 円未満	現行額の 1.5 倍
500 円以上 2,000 円未満	現行額の 1.4 倍
2,000 円以上 10,000 円未満	現行額の 1.3 倍
10,000 円以上	現行額の 1.2 倍

(2) 同種事務の料金の統一化

同種の事務（証明書の発行等）を複数の課において取り扱う場合、当該事務に要する経費が異なり、手数料に差が生じる可能性があります。しかし、同種の事務については、特別な事情が見当たらない場合は、料金の統一化を検討します。

(3) 減額改定の考え方

基準額が現行額を下回る場合は、現行額を設定した際の背景や社会情勢、今後の施設の大規模修繕費等を考慮した上、現行額の 1.2 割減（20%の減）を限度に減額改定を行う必要があるかどうかについて検討します。

なお、この場合、市民生活への多大な影響はないと判断し、附属機関等からの意見聴取、「手数料、使用料等検討委員会」での調査検討は省略することができるものとします。（P.23 参照）

3 減免規定

(1) 基本的な考え方

手数料の減免は、サービスの提供を受ける特定の人とそのサービスの趣旨に合致し、相当の妥当性が認められる場合に限って、条例や規則で明文化した上で行うことができます。

市では、日野市手数料条例第 6 条においてその取扱いを定めており、見直し基準においてもこれを基本とします。減免の取扱いは、利用者負担の原則を踏まえ、妥当性を欠くことがないように、慎重に設定する必要があります。

《日野市手数料条例 第 6 条》

（減額又は免除）

次の各号のいずれかに該当するものは、手数料の徴収を減額し、又は免除することができる。

- (1) 法令の規定により市が事務執行の義務を有するもの
- (2) 官公庁等が職務上必要とするための請求によるもの
- (3) 公の救助を受ける者または市長が手数料を納める資力がないと認める者からの請求によるもの
- (4) 戸籍事項等について、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）その他の法律の定めるところにより請求のあったもの
- (5) 前各号に規定するもののほか、市長が特別の事由があると認めるもの

第4章 見直し基準等の改定と周知

1 見直し周期

(1) 見直し基準の見直しの周期

見直し基準は、社会情勢の変化に柔軟に対応し、また、近隣自治体における手数料、使用料等の見直しの取組み状況を参考とするため、原則として4年ごとに見直し・検証を行い、必要に応じ、改定を行います。

改定は、見直し基準の策定時と同様に、日野市手数料、使用料等検討委員会による調査検討等を経て行います。

(2) 使用料や手数料等の見直し周期

手数料、使用料等の見直し周期は、原則として施設ごとに、最長で4年ごとに見直し作業を行うこととします。

ただし、消費税率の引き上げ等の税制改正が行われた場合は、その影響額を把握するため、4年周期という原則に関わらず、税制改正等が実施された年度の翌年度に、見直し基準に基づき検証します。

2 市民及び利用者への説明と周知

使用料や手数料等の額の変更、減免基準の適用の変更は、十分な周知期間をもって市民及び利用者への説明責任を果たすことが必要であるとともに、全職員が見直し基準の趣旨を十分理解し、共通認識のもとで事務を遂行しなければなりません。

市民の皆様、ご利用者の皆様に、使用料や手数料をご負担いただくことの必要性についてご理解、ご納得の上ご負担いただくためにさまざまな努力を行ってまいります。

第5章 定期的に見直しを行う使用料・手数料等

見直し基準に基づき定期的（原則4年ごと）見直しを行う使用料、手数料等は下記のとおりです。ただし、使用料、手数料等の性質により見直し基準に示す算出方式に基づき見直すものと算出方式によらないで見直しを行うものがあります。

市が徴収するすべての使用料及び手数料は条例に定めています。そのうち、一部の使用料及び手数料で、国や都の法令等により料金が決められているもの、又は全国の地方自治体で統一的な料金設定が望ましいとされているものがあります。

これらは、原則として、市に使用料、手数料の額を独自に設定する裁量がなく、見直しの余地がないものとして取扱うこととし、各法令等に定める標準的な額を料金として設定します。

1. 使用料等

ア 見直し基準の算出方式に基づいて定期的に見直しを行う使用料等（平成30年度現在）

【施設使用料】

生活・保健センター使用料、発達・教育支援センター使用料（地域コミュニティ室及び会議室）、七ツ塚ファーマーズセンター使用料、南平体育館使用料、男女平等推進センター使用料（集会所）、交流センター使用料、勤労・青年会館使用料、市民農園使用料、地区センター使用料（目的外）、福祉センター使用料、市立小中学校使用料、カワセミハウス使用料、公民館使用料（目的外）、新選組のふるさと歴史館観覧料、新選組のふるさと歴史館分館日野宿本陣観覧料、小島善太郎記念館観覧料

東部会館使用料、市民の森ふれあいホール使用料、市民陸上競技場使用料、市民プール入場料、市立グラウンド・テニスコート等使用料、市民会館使用料、七生公会堂使用料、とよだ市民ギャラリー使用料、八ヶ岳高原大成荘使用料

イ 見直し基準の算出方式によらず、定期的に見直しを行う使用料等

ア以外の使用料等（学童クラブ使用料、駅前ミニ子育て応援施設使用料、発達・教育支援センター使用料、保育所使用料、火葬場使用料、公共施設撮影使用料、多摩平の森産業連携センター使用料、道路使用料、河川使用料、公園使用料、住宅使用料、幼稚園使用料、市営自転車等駐車場使用料、市営墓地使用料、施設に付帯する駐車場使用料 等）

2. 手数料等

ア 見直し基準の算出方式に基づいて定期的に見直しを行う手数料

手数料条例に規定されるもののうち見直し基準の算定方式（証明発行等に要する時間単価の考え方）で見直すことが妥当な手数料

税務関係手数料、住民基本台帳に関する証明等手数料 等

イ 見直し基準の算出方式によらず、見直しを行う手数料

ア以外の手数料

3. その他の税外収入等

諸収入や市の歳入にならない自己負担金（検診受診費用、予防接種費用、各種講座等参加料等）などは個別に検討し、見直しを行います。

参考資料 1

1 使用料、手数料徴収の法的根拠

(1) 使用料を徴収することができる根拠となる法令

地方自治法第 225 条において使用料徴収の根拠が定められています。また、使用料に関する事項は条例で定めなければならない（法第 228 条第 1 項）とされています。

（使用料）

地方自治法第 225 条

普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）（抄）

地方自治法第 228 条第 1 項

分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

（行政財産の管理及び処分）（抄）

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

（公の施設）（抄）

地方自治法第 244 条第 1 項

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

(2) 手数料を徴収することができる根拠となる法令

地方自治法第 227 条において定められており、手数料に関する事項は条例で定めなければならない（法第 228 条第 1 項）とされています。

（手数料）

地方自治法第 227 条

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）（抄）

地方自治法第 228 条第 1 項

分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

参考資料 2

1 日野市手数料、使用料等検討委員会設置要綱

平成6年11月15日 制定

改正 平成16年3月1日

改正 平成27年9月1日

(設置)

第1条 日野市が徴収する手数料、使用料その他税外収入（以下「手数料等」という。）について、社会情勢に即した適正な執行を図ることを目的とし、日野市手数料、使用料等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、手数料等に関する事項について、市長の依頼に基づき、調査検討し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって委員として組織し、市長が委嘱する。

2 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項が完了する日までとする。ただし、特別な事情がある場合は、期間を定めてこれを延長することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が会議の議長を務める。

2 委員長は、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

3 委員会の会議は、公開する。ただし、個人情報保護等の事情により、必要と認める場合は、公開しないことができる。

4 委員会は、会議に際し、会議録を作成しなければならない。

5 会議録は、委員会が調査検討し、その結果を市長に報告した後、公開する。ただし、日野市情報公開条例（平成13年条例第32号）第7条各号の規定のいずれかに該当する場合は、その該当する部分に限り、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝礼金)

第7条 委員が会議に出席したときは、予算の範囲内で謝礼金を支払う。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、企画部企画経営課がこれに当たる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成6年11月15日から施行する。

付 則（平成16年3月1日）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成27年9月30日）

この要綱は、平成27年9月30日から施行する。

付 則（平成28年4月1日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

有識者	2人
公募市民	4人